

## 志木市条例第 3 1 号

志木市介護保険条例及び志木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(志木市介護保険条例の一部改正)

第 1 条 志木市介護保険条例（平成 1 2 年志木市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(志木市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 志木市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年志木市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の志木市介護保険条例附則第 3 条の規定及び改正後の志木市後期高齢者医療に関する条例附則第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。